

一般社団法人日本海洋学会 西南支部会則

第1条 この会則は一般社団法人日本海洋学会支部及び研究会細則第2条により設置される西南支部に関する事項について定める。

第2条 この支部は、この法人の西南地区(山口県、九州7県、沖縄県)における海洋学の進歩普及を図ることを目的とする。

第3条 この支部は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 海洋に関する情報の交換及び集会の開催
- 2) その他必要な事業

第4条 この支部の事業に参加できるものは以下の通りとする。

- 1) この法人の西南地区の会員で、この支部の趣旨に賛同する個人。
- 2) この法人の西南地区の会員以外で、この支部の趣旨に賛同する個人。

第5条 この支部に3名の役員と5名以内の幹事を置く。

- 2 役員はこの法人の西南地区の会員から選出し、1名を支部長、1名を副支部長、1名を事務局長とする。
- 3 役員は現役員が法人理事会に次期役員候補を提案し、承認を得る。
- 4 支部長はこの支部を代表し、会務を掌理しその職務を執行する。
- 5 副支部長は支部長を補佐し、支部長が欠けたとき、又は支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 6 この支部の運営のため、事務局を事務局長が所属する機関に置く。
- 7 幹事は役員の推薦によりこの支部の事業に参加するものの中から選任し、支部長がこれを委嘱する。
- 8 支部長、副支部長、事務局長及び幹事は役員会を構成し、事業を執行する。役員会は支部総会に対し事業の執行について報告し、またこの支部の運営上特に必要な事項について諮問する。
- 9 役員の任期は選任後2年以内とし、再任は連続2期までとする。
- 10 幹事の任期は、選任後2年以内とし、再任を妨げない。

第6条 この支部は次の集会を開く。

- 1) 支部総会
- 2) 支部例会

- 2 支部総会は年 1 回開催し、事業報告、収支決算、事業計画、予算及びその他必要事項を審議する。
- 3 支部例会は会員間の情報交換を行うため毎年 1 回以上開催し、例会の準備と運営は支部長より委嘱された幹事が行う。

第7条 この支部は、会費は徴収せず、運営に必要な経費はこの法人に請求し、事務局長が管理する。

第8条 この支部の会則変更及び解散する場合は、役員会の決議を経た後、この法人の理事会の承認を必要とする。

第9条 この会則に定めるもののほか、この支部の運営に関し必要な事項は、役員会で定める。

第10条 2024 年 4 月 1 日から実施する。